資料7

避難行動要支援者支援制度をとりまく動向と

本市の取組



市民安全部 防災対策課

避難行動要支援者支援制度の創設 Trugasaki city



- ▶ 高齢者等の要配慮者に対する災害時の支援において、近隣者や 地域団体による活動は、大きな役割を果たしてきた。
- ▶ 東日本大震災では、死者の大半が高齢者等であり。 の避難を支援しようとした人々も犠牲になった。
- ▶ その教訓を踏まえて、避難行動要支援者支援制度が法制化され、 茅ヶ崎市でも平成29年度から運用開始している。

※東日本大震災の死者数の約6割が高齢者であり、障がい者の死亡率は住民全体の2倍に上った。 ※平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者支援制度に関する規定が設けられた。

同制度設立のポイント



- ▶ 市町村は、特に支援が必要な者と支援に必要な情報を明確にする。
- ・市町村が避難の支援を特に必要な者(避難行動要支援者)を把握し、その者の情報を記録した名簿を作成する。(災害対策基本法第49条の10第1項)
- ・市町村が保有している情報で名簿の作成に必要な情報を内部で活用できる。(災害対策基本法第49条の10第3項)
- ▶ 自主防災組織や民生委員など支援する者は、特に支援が必要な 者の情報を平常時(または災害時)に知ることができる※
- ・市町村が作成した名簿情報を支援する者に提供する。(災害対策基本法第49条の11第2項、第3項)

※避難行動要支援者本人の同意が得られた場合、また条例で特別の定めを設けた場合に平常時から名簿情報を提供できる。 また、同意が得られていなくとも、災害時には名簿情報を提供できる。

なお、市町村は名簿情報を提供するにあたって本人や家族の権利利益を保護するための措置を講じるよう努める必要があり、 名簿情報を提供された者は、秘密を保持する義務がある。

同制度の課題と動向



- ▶ 同制度創設後も依然として高齢者や障がい者が自然災害の犠牲となっており[※]必要な避難支援の円滑な実行、そのための一つの方策として同制度の実効性の確保が課題となっている。
- ▶ 令和3年に法改正され^{*}、特に支援が必要な個々人に対して避難 支援の計画を作成することが規定された。

※令和元年台風第19号では、全体の死者のうち65歳以上の高齢者が約65%、令和2年7月豪雨では、同割合が約79%であった。 ※同時期に規則改正も行われ、福祉避難所への直接避難を促進することを目的した制度強化として福祉避難所への受入対象者をあらかじめ特定して、公示することが規定された。

本市の考え方と取組



- ▶ 同制度の活用に限らず、避難支援が実行されることが重要であるが、同制度の活用により避難支援の実行性が高まる地域も多くある。
- ▶ 避難支援の取組を進めていくためには、行政や地域の力に加えて特に支援が必要な者の日常生活を支えている福祉専門職の力が欠かせない。
- ▶ 名簿登載者が多く、支援する者が足りていないため、改めて真に支援が必要な者を特定するとともに、支援する側の体制強化を進める。
- ▶ 特に支援が必要な者に対する個々人の避難支援の計画を作成することで、 避難支援の実行性を高める。
- ▶ 特に支援が必要な者が避難できる避難先を確保する等、市の避難対策を 強化する。

※本市は、介護保険の要介護認定を受けている者、または一定の障がい等級の者を名簿登載の対象者としており、令和3年12月現在、12,253人がいる。

また、本年度、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会防災部会と行ったアンケートでは、各地域が抱える課題として、「支援者が足りない」が48.3%と最も多かった。

※本市では、避難所において配慮を要する者の専用スペースを設けるとともに、配慮を要する者の避難先として36施設と協定を結んでいるが、受入体制や収容人数等の課題がある。

本市の取組の進捗



- ▶ 本年度、取組を全市的に展開するにあたってのテストケースとしてモデル地区を設定し、地区の方々、福祉事業者の協力のもと特に支援が必要な者の特定、避難支援の計画の作成を行った。
- ▶ 本年度、創設された内閣府のモデル事業にエントリーし、他の 自治体と意見交換を行い、参考情報を収集している。
- ▶ 現在、その検証と全市展開に向けた検討を行っており、今後関係者等の意見も聴きながら、取組を実践する。
- ▶ 同時に、支援する側の体制強化、避難先を確保する等、市の避難対策を強化を検討しており、今後関係者等と調整しながら、取組を実践する。

※具体的なスケジュール等については現在調整中。